

## 令和5年度宮崎県家畜商講習会開催要領

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、令和5年度宮崎県家畜商講習会を下記のとおり開催する。

### 記

- 1 講習の目的  
家畜の取引業務に必要な知識の習得を図る。
- 2 講習の対象者  
家畜の取引業務に従事するため家畜商免許を必要とする者で、宮崎県暴力団排除条例第2条第4号に該当しない者。
- 3 開催日時及び場所
  - (1) 開催日時 令和5年8月24日（木）及び8月25日（金）  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 開催場所 宮崎県庁附属棟 301号室（宮崎県宮崎市橘通東2丁目10）
- 4 講習科目及び講習時間
  - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
  - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
  - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講手続
  - (1) 申請 受講希望者は以下のアからオの資料を所管農林振興局（西臼杵管内にあっては西臼杵支庁）に提出することにより申請手続を行う。
    - ア 必要事項を記入した家畜商講習会受講申込書
    - イ 受講手数料 3,300円（宮崎県収入証紙）
    - ウ 写真（申込前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの）
    - エ 講習の特例措置を受ける者は家畜人工授精師等の免許証の写し
    - オ 宮崎県暴力団排除条例に係る誓約書
  - (2) 申請期限 令和5年7月28日（金）
  - (3) その他・申請時に徴収した受講手数料は返還しない。
    - ・県外に在住するものは7月28日（金）までに宮崎県農政水部畜産局畜産振興課（〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号）に提出すること。

## 6 講習の特例措置

獣医師法（昭和 24 年法律 186 号）第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 16 条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

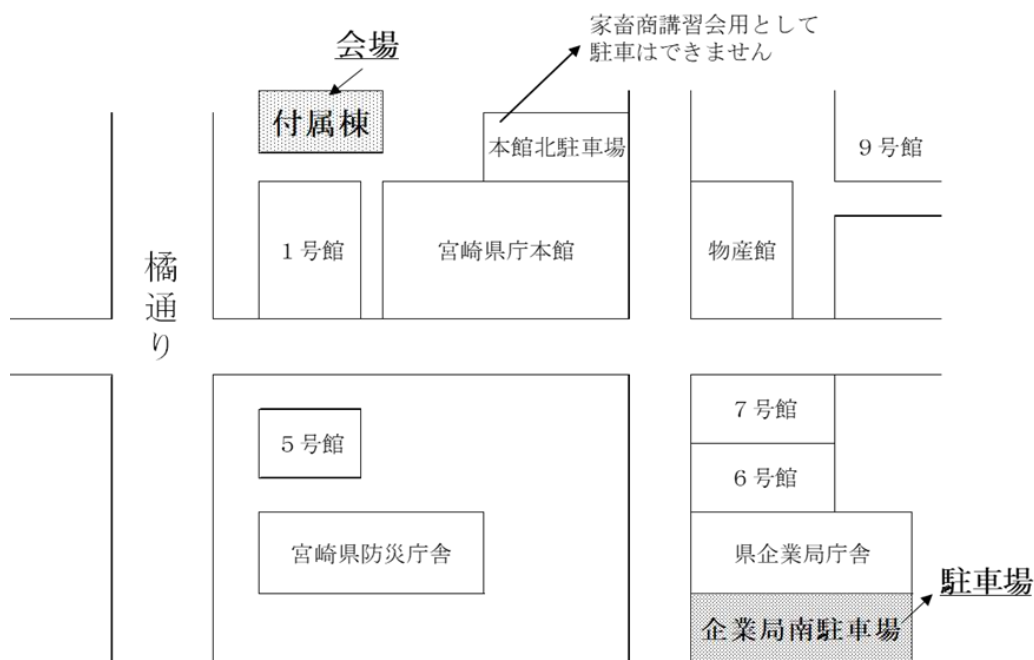
## 7 講習会修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、講習会終了後、講習会修了証明書を交付する。

## 8 その他

- (1) 初日の講習会受付は、午前 8 時 30 分から午後 8 時 50 分までの間に行い、講習会開始後は受け付けない。
- (2) 筆記用具を持参すること。
- (3) 講習会テキスト（3,700 円）は、当日受付で斡旋するため、お釣りが出ないように準備すること。
- (4) 駐車場については数に限りがあるため、自家用車での来場は極力控えること。

(講習会場案内図)



※原則として公共交通機関をご利用いただきますよう、お願いいたします。  
自家用車での来場は極力ご遠慮ください。